

平成28年度 主要施策アクションプラン

(平成28年度～平成30年度)



目 次

1	主要施策アクションプランの概要	1
	(1) 主要施策アクションプランとは	
	(2) 掲載対象	
	(3) 計画期間	
	(4) 留意事項	
2	平成28年度主要施策アクションプラン	3
	<u>重点戦略1 協働のまちづくりと地域力のアップ</u>	
	優先プロジェクト	
	まちづくり宣言 1 市民活動日本一を目指したまちづくり	
	まちづくり宣言 2 市民みんなで考え、つくる、わかりやすいまちづくり	
	まちづくり宣言 3 地域の力を活かした、地域が輝くまちづくり	
	<u>重点戦略2 若者・子育て世代の定住環境の創出</u>	6
	優先プロジェクト	
	新規・継続事業	
	まちづくり宣言 4 子育て環境日本一を目指したまちづくり	
	まちづくり宣言 5 心豊かな「龍の子」を地域で育てるまちづくり	
	<u>重点戦略3 まちの活性化と知名度アップ</u>	10
	優先プロジェクト	
	新規事業	
	まちづくり宣言 6 豊かな自然・地域資源を活かしたまちづくり	
	まちづくり宣言 7 元気を生み出す活力ある産業が育つまちづくり	
	まちづくり宣言 8 大学のあるまちのメリットを活かした特色あるまちづくり	
	まちづくり宣言 9 環境先進都市を目指したまちづくり	
	<u>重点戦略4 安心と住みよさが実感できる生活環境づくり</u>	15
	優先プロジェクト	
	新規・継続事業	
	まちづくり宣言10 安心安全が実感できるまちづくり	
	まちづくり宣言11 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	
	まちづくり宣言12 交通インフラが充実した住みよいまちづくり	
	<u>公共施設・インフラ整備事業</u>	19
	<u>公共施設の維持更新事業</u>	21
	<u>その他の事業</u>	26
	<u>情報システム関係事業</u>	27

1 主要施策アクションプランの概要

(1) 主要施策アクションプランとは・・・

主要施策アクションプラン（以下、「本プラン」という。）は、向こう3年で実施していく主要な施策や事業の具体的な展開方法を年度別に示しているものです。

本市のまちづくりの最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に位置付けた主要事業を中心に、公共インフラ等の整備や既存公共施設の維持更新にかかる主要な施策や事業を対象に、事業の概要・目的、具体的な事業内容や実施にあたっての年次計画、事業費を明らかにしています。

社会経済情勢・市民ニーズ・財政状況の変化などに柔軟に対応できるよう毎年見直しを行います。

(2) 掲載対象

本プランの掲載対象となる主要な施策や事業は、次のとおりです。

- ① 「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の4つの重点戦略に沿って定めた12の「まちづくり宣言（基本目標）」毎に位置付けた主要事業80事業及び取り組むべき新たな事業などです。

《ふるさと龍ヶ崎戦略プランの体系》

重点戦略	まちづくり宣言（基本目標）		主要事業数
1 協働のまちづくりと 地域力のアップ	1	市民活動日本一を目指したまちづくり	5
	2	市民みんなで考え、つくる、わかりやすいまちづくり	6
	3	地域の力を活かした、地域が輝くまちづくり	5
2 若者・子育て世代の 定住環境の創出	4	子育て環境日本一を目指したまちづくり	10
	5	心豊かな「龍の子」を地域で育てるまちづくり	8
3 まちの活性化と 知名度アップ	6	豊かな自然・地域資源を活かしたまちづくり	6
	7	元気を生み出す活力ある産業が育つまちづくり	8
	8	大学のあるまちのメリットを活かした特色あるまちづくり	7
	9	環境先進都市を目指したまちづくり	6
4 安心と住みよさが 実感できる 生活環境づくり	10	安心安全が実感できるまちづくり	8
	11	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	6
	12	交通インフラが充実した住みよいまちづくり	5
主要事業数 合計			80

- ② 公共施設・インフラの整備にかかる主要な施策や事業
新たな公共施設や道路、防災施設等の公共インフラの新規整備
- ③ 公共施設・インフラの維持更新にかかる主要な施策や事業
既存公共施設や道路、防災施設等の公共インフラの維持更新等のハード事業で、
概ね500万円以上の費用が想定されるもの
- ④ 情報システム関係事業
情報関連システムの新規整備や改修等にかかる主要な事業

(3) 計画期間

平成28年度から30年度までの3年を計画期間とします。

(4) 留意事項

本プランは、上記(2)により、平成30年度までに実施する主要な施策や事業を対象に掲載しているもので、市が実施するすべての事業をフォローしているものではありません。この他にも様々な事業を展開していますが、経常的な経費や公債費等の義務的経費などは対象外としています。



龍ヶ崎市マスコットキャラクター